

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

OCTOBER 19TH 2016

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 9月のCPI 前年同月比+1.9% 前月比0.6ポイント上昇
- IMF 中国の2016年成長率予測 6.6%に据え置き

【産 業】

- 9月の自動車販売台数 前年同月比+26.1%
- 国慶節連休中の小売・飲食店の売上高 前年比10.7%増

【貿易・投資】

- 9月の貿易統計 輸出が前年同月比▲10.0% 輸入が同▲1.9%

【金融・為替】

- 9月の外貨準備高 前月比188億米ドル減

■ RMB REVIEW

- 元安容認観測が下値不安を高めよう

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「『外商投資鉄道貨物運輸業審査・認可・管理暫定施行規定』の廃止に関する決定」
- 「外商投資企業設立・変更届出管理暫定施行弁法」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

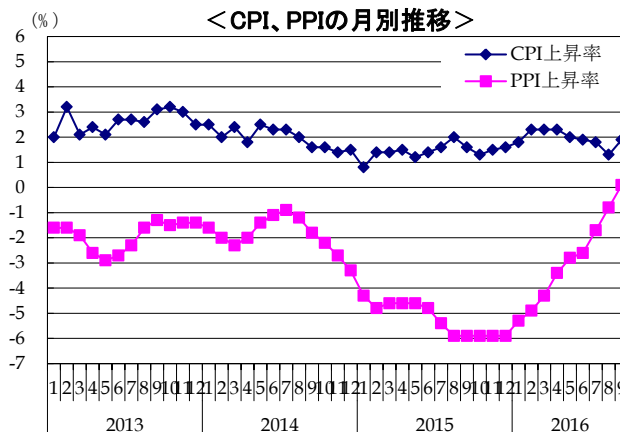
WEEKLY DIGEST

【経済】

◆9月のCPI 前年同月比+1.9% 前月比0.6ポイント上昇

国家统计局の14日の発表によると、9月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比+1.9%、上昇幅は前月比+0.6ポイントで、5ヶ月ぶりの上昇となった。

品目別では、食品が同+3.2%、非食品が同+1.6%。食品のうち、野菜が同+7.5%(前月:同▲3.9%)、果物が同+6.7%(前月:同▲0.6%)と、台風等悪天候の影響を受けて大きく上昇。一方、豚肉は同+5.8%(前月:同+6.4%)と前月より伸びが鈍化した。また、卵は同▲4.6%(前月:同▲7.4%)と前月に続き下落したものの、マイナス幅が縮小した。



なお、9月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月比+0.1%と、4年半ぶりにマイナスからプラスに転じた。鉄鋼、非鉄金属、石炭の改善を押し上げ要因と見ている。

◆IMF 中国の2016年成長率予測 6.6%に据え置き

IMFは4日、「世界経済見通し」を発表し、中国の2016年のGDP成長率予測を6.6%、2017年の成長率予測を6.2%と、前回の7月から据え置いた。

また、世界経済の成長率についても前回から据え置き、2016年は3.1%、2017年は3.4%と予測した。

中国の経済成長について、投資と工業から消費とサービスに移行する構造調整が続く中、短期的には成長減速が予想されるものの、長期的にはより持続可能な成長を実現するための基礎固めとなると指摘。経済成長の鈍化を受け入れて、危険なペースで増え続ける融資の抑制や、存続不能な国有企業のための支援の打ち切りを進めるべきと提言した。

また、世界経済について、今年は米国経済の伸び悩みや英国のEU離脱決定により低迷した状態が続くとし、今後益々進む貿易統合に対応していくことが肝要であり、この流れに逆行すれば世界経済の低迷を長引かせることになる」と指摘した。

＜IMFによる中国・世界経済のGDP成長率予測＞(%)

		2016.01発表	2016.04発表	2016.07発表	2016.10発表
中国	2016年	6.3	6.5	6.6	6.6
	2017年	6.0	6.2	6.2	6.2
世界	2016年	3.4	3.2	3.1	3.1
	2017年	3.6	3.5	3.4	3.4

(出所) IMF「世界経済見通し」(2016年10月)を基に作成

【産業】

◆9月の自動車販売台数 前年同月比+26.1%

中国自動車工業協会の12日の発表によると、9月の自動車販売台数は前年同月比+26.1%の256.4万台と、3ヶ月連続で20%台の伸び率を維持した。

車種別販売では、乗用車が前年同月比+28.9%の226.8万台、うち、排気量1,600cc以下の小型車が同+42.2%の163.4万台と、税制優遇策^(注)の本年末の終了を見越した駆け込み需要により、前月の+40.7%からさらに伸びが拡大した。商用車は同+8.1%の29.6万台と、前月(同+12.0%)より伸び幅が縮小したものの、プラスの伸びを維持した。

乗用車のタイプ別では、セダンが同+17.1%の111.9万台、SUV(スポーツ型多目的車)が同+54.2%の87.9万台、MPV(多目的車)が同+37.3%の22.2万台と、引き続きSUV、MPVが好調に伸びた。

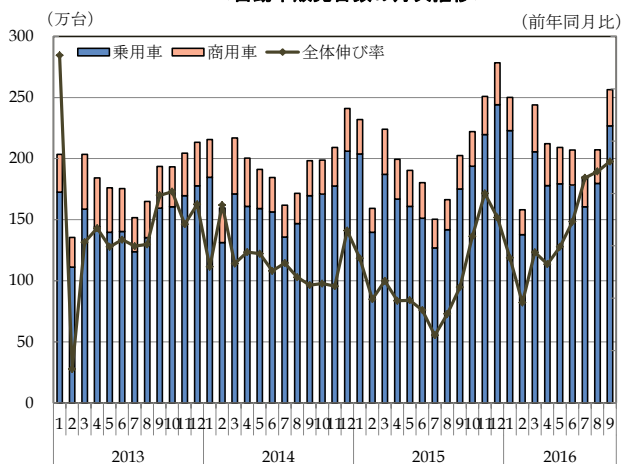
乗用車の国別販売シェアでは、中資系42.7%(8月:40.7%)、独系18.6%(8月:20.5%)、日系16.0%(8月:15.9%)、米国系12.5%(8月:13.4%)、韓国系7.0%(8月:6.9%)、仏系2.4%(8月:2.3%)と、中資系の伸びが顕著だった。

また、新エネルギー車は前年同月比+43.8%の4.4万台、うち、電気自動車(EV)が同+63.1%の3.5万台、プラグインハイブリッド車(PHV)が同▲2.1%の0.9万台となった。

(注) 税制優遇策の概要は本誌2015年10月21日号の「EXPERT VIEW」をご参照。

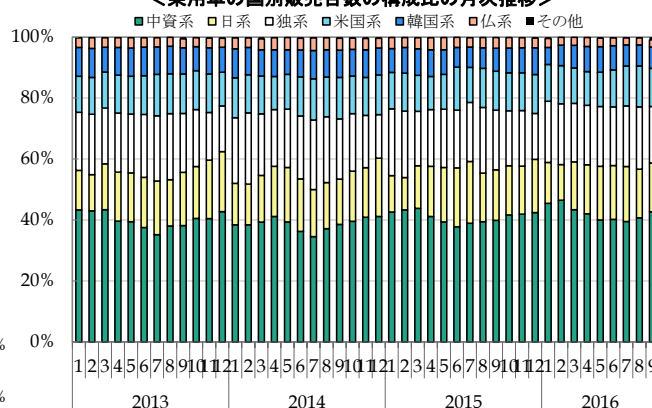
<http://www.bk.mufig.jp/report/inschiweek/415102101.pdf>

＜自動車販売台数の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

＜乗用車の国別販売台数の構成比の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

◆国慶節連休中の小売・飲食店の売上高 前年比10.7%増

商務部は9日、今年の国慶節連休中(10月1日～7日)の全国小売・飲食店の売上高が前年比+10.7%の約1兆2,000億元だったと発表した。伸び率は前年の+11.0%を下回り、6年連続で鈍化している。

今年の消費の特徴として、衣料品、家電製品、自動車等の売れ行きがよく、大衆飲食店、旅行・レジャー、文化娯楽等のサービスに人気が集まった。また、オンラインとオフラインを繋ぐ(O2O)消費サービスの刷新が加速し、個性的且つ多様なオーダーメイド型の消費が徐々に主流になっていると分析した。

また、国家観光局が7日に発表したデータによると、国慶節連休中に中国各地を訪れた観光客は、前年比+12.8%(前年:同+10.7%)の延べ5億9,300万人、旅行関連の売上高は前年比+14.4%(前年:+17.9%)の4,822億元となった。また、連休中に海外団体旅行に参加した観光客は、前年比+11.9%の139.9万人で、海外旅行の目的地のトップ3は韓国、日本、ロシアとなった。特にロシアへの観光客数は前年比+103.1%と大きく増加した。一方、香港、マカオ、台湾への観光客数は前年に比べてそれぞれ▲55.7%、▲61.8%、▲69.3%と大きく減少した。

【貿易・投資】

◆9月の貿易統計 輸出が前年同月比▲10.0% 輸入が同▲1.9%

税関総署が13日に発表した貿易統計速報(米ドル建)によると、9月の輸出入総額は前年同月比▲6.6%(8月:同▲1.1%)の3,270.3億米ドル、うち、輸出が同▲10.0%(8月:同▲2.8%)の1,845.1億米ドル、輸入が同▲1.9%(8月:同+1.5%)の1,425.2億米ドルと、輸出は今年2月以来の大きな落ち込みとなった。貿易収支は419.9億米ドルの黒字となり、前月の520.5億米ドルから減少した。

1-9 月の累計では、輸出入総額が前年同期比▲7.8% (1-8 月:同▲7.9%) の 2 兆 6,776.7 億米ドル、うち、輸出が同▲7.5% (1-8 月:▲7.1%) の 1 兆 5,370.1 億米ドル、輸入が同▲8.2% (1-8 月:▲9.0%) の 1 兆 1,406.6 億米ドルとなった。

1-9 月の主要貿易相手・地域別では、対日の輸出が前年同期比▲5.5% (1-8 月:▲5.2%) とマイナス幅が拡大した一方、輸入は同▲1.2% (1-8 月:同▲2.1%) とマイナス幅は縮小した。その他、米国、EU、ASEAN 向けのいずれも、輸出、輸入ともに前年割れの状況が続いている。

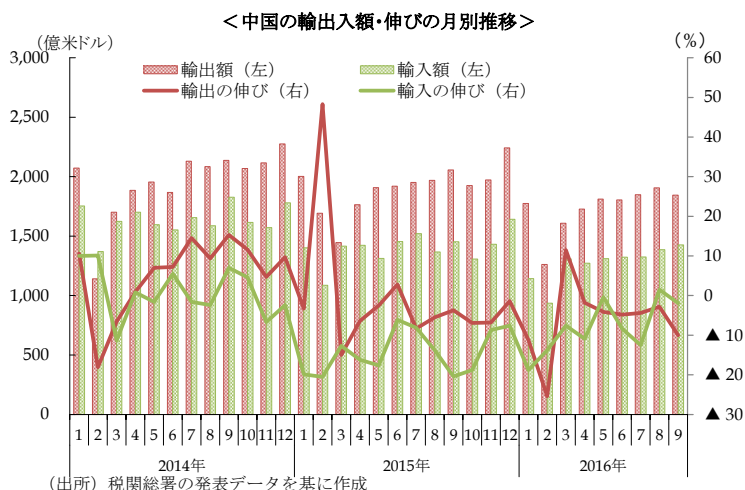
税関総署が同日に開催した記者会見で、足元の対外貿易について、1-9 月の輸出入総額 (以下、人民元建) では前年を下回ったものの、1-3 月、4-6 月、7-9 月の前年同期比伸び率はそれぞれ▲7.2%、▲0.2%、+1.1%と、政府の貿易促進策の効果で徐々に回復しているとした。特に、「一帯一路」地域向けの輸出が増加し、1-9 月のパキスタン向け輸出が前年同期比+14.9%、ロシア向けが同+14.0%、ポーランド向けが同+11.7%、バングラデシュ向けが同+9.6%、インド向けが同+7.8%と大きく伸びた。

一方、対外貿易の先行きについて、回復を支える基礎は未だに弱く、世界経済の低成長に伴う外需の低迷や、国際分業体制の変化に伴う輸出型産業の海外への移転、グローバル保護貿易主義の台頭等の不確定要因に左右され、不透明性が増しているとした。

【金融・為替】

◆9 月の外貨準備高 前月比 188 億米ドル減

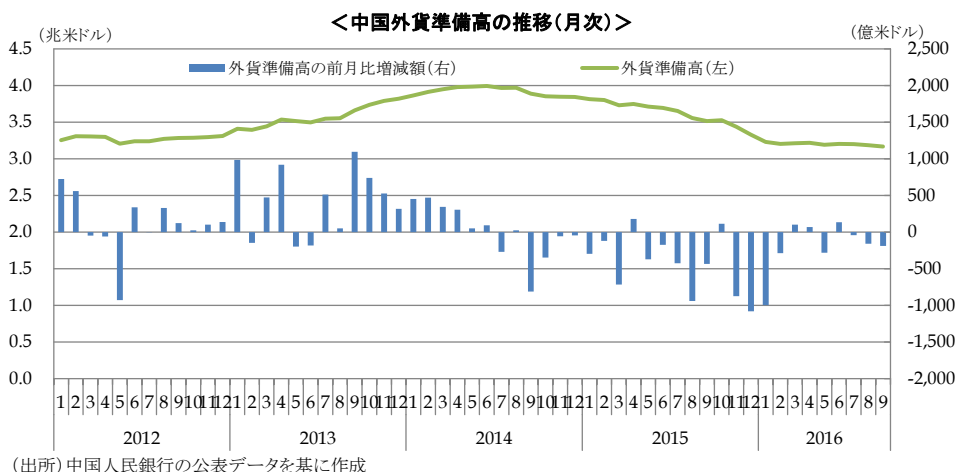
中国人民銀行の 7 日の発表によると、9 月の外貨準備高は前月より 188 億米ドル減少して 3 兆 1,664 億米ドルと、3 ヶ月連続の減少となった。10 月より人民元の IMF 特別引出権 (SDR) 構成通貨への正式採用を控え、人民銀行が人民元相場を安定させる為の為替介入を行ったものと見られている。



＜国・地域別輸出入額と伸び率 (2016年1-9月)＞

国・地域	輸出額(億米ドル)	輸入額(億米ドル)
	前年同期比 (%)	前年同期比 (%)
日本	949.7	1,050.6
	▲ 5.5	▲ 1.2
米国	2,792.2	947.7
	▲ 7.8	▲ 12.9
EU	2,508.2	1,544.5
	▲ 4.3	▲ 2.2
ASEAN	1,874.1	1,366.8
	▲ 7.8	▲ 5.3
香港	2,055.0	147.8
	▲ 7.7	93.9

(出所) 税関総署の公表データを基に作成



RMB REVIEW

◆元安容認観測が下値不安を高めよう

連休(国慶節)明けのオンショア人民元相場は、米利上げ観測の高まりを受けたドル高を背景に急落。当局による元安容認観測も重石となる中、10/13 には、約 6 年ぶり安値 6.7320 を示現した。対円相場は、米ドル主導の動きが継続する中、円安と元安に挟まれて方向感を見出せず、結局 15 円台半ばで越週しそうだ。

人民元の下値不安が足元で再燃している。①米利上げ観測の台頭に伴うドル高が主因ではあるものの、②当局が元安を容認していると思惑も一方で根強い。事実、当局は今週(10/10～)、対ドル基準値を 2010 年 9 月以来となる元安水準に設定。7 月半ば以降、防衛し続けてきた心理的節目「6.70」の突破を、あっさりと容認した。冴えない輸出の動きも、当局による元安容認観測の信憑性を高めよう。この他、③SDR(IMF の特別引き出し権)組み入れ開始に伴う、ハードカレンシー化(自由に他国通貨と交換可能な通貨)への想起も、元の先安観に拍車をかけている。SDR への組み入れ開始は、本来、元のサポート要因となり得るものの、人民元が依然厳しい資本規制下に置かれた現状を鑑みれば、短期的に元がサポートされる可能性は乏しい。むしろ、IMF 加盟国よりハードカレンシー化の実現を強いられるリスクが高まることから、資本規制の解除や変動相場制移行が意識され、人民元には、短期的に下押し圧力が加わるだろう。事実、ルー米財務長官は「人民元が SDR に加わったとはいえ、世界の準備通貨とは依然かけ離れている」と発言。麻生財務相も「中国は通貨管理をオープンにしなければならない」「通貨の価格管理は SDR の資格に欠ける」等の見解を示すなど、人為的で且つ不透明な相場形成を牽制している。

来週は、第 3 四半期の GDP 統計や固定資産投資、小売売上高など、中国の重要経済指標が多数予定されている。市場予想を下回る冴えない結果となれば、中国経済に対する先行き懸念から、元の先安観が一段と強まるだろう。当局の通貨政策を巡る思惑が錯綜する中、来週も安値圏での神経質な値動きが継続しそうだ。

(10月14日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比
2016.10.10	6.6904	6.6904~ 6.7051	6.7028	0.0328	6.5005	-0.1054	0.86393	0.0037	7.4910	0.0270	2.2700	3190.72	44.71
2016.10.11	6.7055	6.7055~ 6.7185	6.7177	0.0149	6.4675	-0.0330	0.86555	0.0016	7.4640	-0.0270	2.0900	3209.55	18.83
2016.10.12	6.7222	6.7121~ 6.7230	6.7149	-0.0028	6.4841	0.0166	0.86539	-0.0002	7.4029	-0.0611	2.3500	3202.26	-7.29
2016.10.13	6.7265	6.7162~ 6.7320	6.7299	0.0150	6.4779	-0.0062	0.86756	0.0022	7.4149	0.0120	2.3100	3204.53	2.27
2016.10.14	6.7223	6.7207~ 6.7265	6.7255	-0.0044	6.4572	-0.0207	0.86674	-0.0008	7.4072	-0.0077	2.4000	3207.08	2.55

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2016 年 9 月下旬から 10 月上旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[規則] 【外商投資】 ○『外商投資鉄道貨物運輸業審査・認可・管理暫定施行規定』の廃止に関する決定(交通運輸部令 2016 年第 65 号、2016 年 8 月 30 日公布・施行) ●「外商投資企業設立・変更届出管理暫定施行弁法」(商務部令 2016 年 10 月 8 日公布・施行) ●「国家發展改革委員会・商務部公告 2016 年第 22 号」(2016 年 10 月 8 日公布・施行) ●「国家工商行政管理総局の外商投資企業届出管理実行後の登記登録業務を適切に行うことに関する通知」(工商企注字[2016]189 号、2016 年 9 月 30 日発布・実施) 【税】 ○「財政部、国家税務総局の化粧品輸入段階消費税の調整に関する通知」(財関税[2016]48 号、2016 年 9 月 30 日発布、同年 10 月 1 日実施)	鉄道貨物運輸業での外商投資企業設立に関する規定の廃止。 ■同規定では、投資形態は合弁か合作、外国投資者は業歴 10 年以上の貨物運輸会社、最低資本金 2500 万米ドル、経営期間は原則として 20 年以下などの制限条件が設けられていたが、「外商投資産業指導目録(2015 年改訂)」(2015 年 4 月 10 日実施)で制限産業から除外され、許可産業となったことから廃止されたもの。■原文は交通運輸部の下記サイトをご参照。 http://zizhan.mot.gov.cn/zfxgk/bnssj/zcfgs/201609/t20160930_2095169.html 10 月 1 日付で「外資企業法」、「中外合弁企業法」などの外資関係法が改正施行され、全国範囲で外商投資ネガティブリストになり業種・分野に投資する場合に届出制が実施されることになったが、その手続きに関する規則が公布されたもの。詳細は下記の解説をご参照。■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201610/20161001404974.shtml 上記の外商投資ネガティブリストについての公告。詳細は下記の解説をご参照。■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201610/20161001404973.shtml 上記の届出手続き規則に係る登記についての規定。詳細は下記の解説をご参照。■原文は国家工商行政管理総局の下記サイトをご参照。 http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/xxzx/201609/t20160930_171518.html 輸入化粧品の消費税税率引き下げ。輸入課税価格が 1 ミリリットル(グラム)当たり 10 元以上または 1 個(枚)当たり 15 元以上の高級化粧品は税率を 30%から 15%に、それ以下の普通化粧品は非課税とされた。■原文と具体品目は、財政部の下記サイトをご参照。 http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201609/t20160930_2431059.html
--	--

● 外商投資企業の届出制が始まる

10月1日付で「外資企業法」、「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」、「台湾同胞投資保護法」が改正され、外商投資企業の設立と設立後の変更について、外商投資参入特別管理措置という外商投資ネガティブリストに基づく届出制が全国範囲で実施されることになったが、その関係規則・規定が相次いで公布、施行された。

これらは、上記表中の外商投資企業の届出手続きの規則、外商投資ネガティブリストについての公告、および外商投資企業の登記に関する規定である。その概要は以下の通り。

1. 外商投資企業の届出手続き

外商投資ネガティブリスト(後記)に記載のない業種・分野で外商投資企業を設立する場合、同じく既存の外商投資企業に変更がある場合に、以下の要領で届出を行う。

1) 新規設立時

- ・ 営業許可証の発行前(※工商行政管理部门での設立登記前)または発行後(※設立登記後)30日以内に、「外商投資綜合管理情報システム」(<http://wzzxbs.mofcom.gov.cn/entpIndex.html>)を通じて、省・自治区・直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省級市の商務部門および自由貿易試験区、国家級經濟技術開發区の関係機関(以下、届出機関という)に届出をする。
※計画単列市は大連、青島、寧波、厦門、深圳の5都市、副省級市はハルビン、長春、瀋陽、済南、南京、杭州、広州、西安、武漢、成都の10都市と前記5都市(重複)。
- ・ 届出の際は、所定の「外商投資企業設立届出申告表」、同「申告承諾書」のほか、企業名称事前承認文書(※登記前に届出をする場合)または営業許可証(※登記後に届出をする場合)、投資者の主体資格証明(※日本企業の場合は商業登記簿謄本)または個人の身元証明書(※パスポートなど)、代理人を立てる場合の授權委託書と代理人の身元証明書などの原文コピーと中文訳を上記のシステムを通じて送信する。
- ・ 届出機関は、書類受理後、申告事項が届出の範囲内にあるかどうかを審査し、範囲内にある場合、3業務日以内に届出処理を完了し、その情報を上記システムにアップする。申告者は、確認の上、企業名称事前承認文書または営業許可証を届出機関に持参して「外商投資企業設立届出受領証」を受け取る。(※受け取りの期限については規定がない。)

2) 既存企業の変更時

- ・ 届出の対象となる変更事項は、以下の通り。
 - ① 外商投資企業の基本情報の変更(名称、登記住所、企業類型、経営期限、投資業種、業務類型、経営範囲、輸入設備減免税の適用、登録資本、総投資額、組織機構構成、法定代表者、企業の最終支配者情報、連絡者、連絡方式)
 - ② 外商投資企業の投資者基本情報の変更(名称、国籍または登記住所、証明書類型・番号、引受出資額、出資方式、出資期限、資金出所地、投資者類型)
 - ③ 持分(株式)、合作權益の変更
 - ④ 合併、分割、終了(※経営期間満了、中途解散等)
 - ⑤ 外資企業(※独資企業)の財産・權益の対外抵当差入れまたは譲渡
 - ⑥ 中外合作企業の外国投資者の投資先行回収

⑦ 中外合作企業の(※第三者への)経営管理委託

※ 外商投資企業のうち、株式上場企業と全国中小企業株式譲渡システムを通じて株式の競売(中文は「挂牌」)を行っている企業は、外国投資者の持株比率が 5%超変更する場合と、株式支配・相対的株式支配の地位に変化がある場合のみ、投資者基本情報または株式変更事項について届出をする。

- ・ 届出の期限は変更事項発生後 30 日以内で、上記の新規設立時と同じシステムを通じて届出機関に届出をする。既存の審査・認可により設立された外商投資企業で、外商投資ネガティブリストの範囲内でない企業も、上記の変更事項があった場合に届出を行う。その場合、「外商投資企業批准証書」は失効する。
- ・ 届出の際は、所定の「外商投資企業変更届出申告表」、同「申告承諾書」のほかは、新規設立時と同様の書類を送信する。その後は、新規設立時と同じ手続きを経て、届出処理完了後に「外商投資企業変更届出受領証」を受け取る。(※受け取りの期限については規定がない。)

なお、新規設立時、変更時とも、期限内に届出を行わなかった場合には、商務部門が期限付きで是正を命じ、期限を過ぎても是正しない場合には 3 万元以下の罰金を科す、とされている。

2. 外商投資ネガティブリスト

- ・ 前記の届出制は、外商投資ネガティブリストに記載のない業種・分野に投資する場合の外商投資企業の設立と設立後の変更が対象となるが、そのネガティブリストが明らかになった。
- ・ 国家発展改革委員会と商務部の公告で、「外商投資産業指導目録(2015 年改訂)」(2015 年 4 月 10 日実施)の制限類、禁止類および奨励類の中で持分比率についての要求、高級管理者についての要求があるものとされた。
- ・ この目録に記載される制限類は 39 項目、禁止類は 37 項目、奨励類で持分比率要求があるものは 20 項目、高級管理者要求があるものは会計・監査の 1 項目、合計 97 項目である。これらのうち禁止類を除く 60 項目は従来通り、商務部門による審査・認可となり、奨励類の項目と目録にない許可類の項目は届出となる。
- ・ また、外資の合併・買収(投資者持分の買い取りまたは増資の引き受け)による企業の設立と変更は、現行の規定に従って執行するとされた。現行の規定とは、商務部の解説によれば、「外国投資者の国内企業合併・買収に関する規定」(商務部令 2009 年第 6 号、2009 年 6 月 22 日施行)と、「外国投資者対上場公司戦略投資管理弁法」(商務部・中国证券监督管理委员会・国家税務総局・国家工商行政管理総局・国家外貨管理局令 2005 年第 28 号、2006 年 1 月 30 日施行)で、いずれも合併・買収の対象は内資企業である。したがって、内資企業を合併・買収する場合には、規定に従って審査・認可となるが、既存の外商投資企業を合併・買収する場合で、対象企業が外商投資ネガティブリストの範囲内になれば届出となる。
- ・ 今回、全国範囲で実施される外商投資ネガティブリストに入れられた 97 項目は、大部分が自由貿易試験区の外商投資ネガティブリストの項目と同じである。ただし、前者はほとんどの項目が業種・分野しか記載されていないのに対して、後者は具体的な制限・禁止措置も記載されている。今後、新たな投資、また

既存企業の変更を行うにあたっては、自由貿易試験区の外商投資ネガティブリストも参照するとよい。

- ・ 上記の点で、今回の外商投資ネガティブリストは“暫定版”と言える。「外商投資産業指導目録」は近く改訂されることが予定されており、それに合わせて外商投資ネガティブリストも改訂、改良されると見られる。
- ・ なお、外商投資ネガティブリストにない業種・分野では、届出だけで自由に投資ができるようになったが、それは投資の部分で、投資後の事業実施にあたっては事業内容や業務によって別に行政許可を取得しなければならないので、ご注意ください。この行政許可については、今年 3 月から上海市、天津市、福建省、広東省で試行されている「市場参入ネガティブリスト草案(試行版)」の参入制限類の項目に記載される許可取得事項が参考になる。国家発展改革委員会の下記サイトをご参照ください。
http://www.sdpc.gov.cn/gzdt/201604/t20160411_797878.html

3. 外商投資企業の登記手続き

- ・ 外商投資企業の設立時の届出は、前記の通り、工商行政管理部門での登記前でも登記後でもよいとされているが、工商行政管理部門では、設立時、変更時とも届出をしたかどうかに関わらず、直接登記を受け付けるとし、前記の「外商投資企業設立届出受領証」、「外商投資企業変更届出受領証」の提出を不要としている。
- ・ ただし、企業の設立・変更・抹消登記にあたっては、事業内容や業務によっては事前の許可取得が条件とされているので、ご注意ください。事前許可取得が必要な事項については、国家工商行政管理総局の下記サイトをご参照ください。
http://gkml.saic.gov.cn/auto3743/auto3751/201607/t20160709_169689.htm
- ・ また、工商行政管理部門での設立・変更登記の際は、届出では不要とされている投資者などの決定・決議書や定款の提出が要求されるので、この点もご注意ください。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際本部 海外アドバイザー事業部
池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2016 年 11 月 19 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>